

この1冊で合格！桜子先生の保育士必修テキスト 下巻

～出題基準日「2021年4月1日」（令和3年後期・令和4年前期試験）の追補情報～

第1章 子ども家庭福祉

該当箇所	更新前	更新後																		
P21 <表> 児童扶養手当の概要		「支給要件」に以下を追加 ※令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害基礎年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになった																		
P25 <表> 貧困率の年次推移		平成30年の値を追加 <table><tr><th colspan="2">2018 (30)</th></tr><tr><th></th><th>新基準</th></tr><tr><td>15.4</td><td>15.7</td></tr><tr><td>13.5</td><td>14.0</td></tr><tr><td>12.6</td><td>13.1</td></tr><tr><td>48.1</td><td>48.3</td></tr><tr><td>10.7</td><td>11.2</td></tr><tr><td>253</td><td>248</td></tr><tr><td>127</td><td>124</td></tr></table> ○ は「子どもの貧困率」 (出典)「国民生活基礎調査」 2019	2018 (30)			新基準	15.4	15.7	13.5	14.0	12.6	13.1	48.1	48.3	10.7	11.2	253	248	127	124
2018 (30)																				
	新基準																			
15.4	15.7																			
13.5	14.0																			
12.6	13.1																			
48.1	48.3																			
10.7	11.2																			
253	248																			
127	124																			
P25 <表> 貧困率の年次推移 の下の文章 2行目～3行目	平成27年には13.9%となり、平成15年の相対的貧困率とともに、久しぶりに減少している	平成30年には13.5%となり、前回調査の平成27年に続き、若干減少傾向にある																		
同5行目	13.3% (2013 年)	12.8% (2017) 年																		
P32<表・コメント>地域若者サポートステーション、P34 問10 解説	15 歳から 39 歳	15 歳から 49 歳																		
P33 問題6 P34 解説6		子どもの貧困の状態において、平成30年の子どもの貧困率は13.5%である。																		
P52 幼稚園型Ⅱ	子育て安心プランにおける「子育て安心	「新子育て安心プラン」の実施方針について」 (令和3年1月21日子保発0121第1号) 別添																		

「対象自治体」	プラン実施計画」の採択を受けている市区町村が対象	の1に定める市町村。
P52 幼稚園型Ⅱ 「対象児童」	表内文末に右記文章を追加	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市町村に認定を受けた0・1歳児（注）。なお、受け入れた当該0・1歳児が誕生日を迎えた場合でも、誕生日を迎えた年度末までは継続して誕生日を迎える前の年齢児として受け入れることとする。 （注）受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても同施行規則第1条の5で定める事由に該当し続けていることを要件とする。
P58 ⑬多様な事業者の参入促進・能力開発事業「事業の内容」	③を追加	③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
P63 <表>妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業/産後ケア事業）の出典表記	出典：「産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドライン」	「産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドライン」（令和2年8月）とする。P64～P66について、下記に示す内容に改訂。
P64 ①産前・産後サポート事業 「対象時期」	妊娠初期（母子健康手帳交付時等）から産後4か月頃までの時期が目安	妊娠中から出産後の母親及びその家族の身体的安定・心理的安定のための相談、支援、仲間づくりをする事業であることから、妊娠初期（母子健康手帳交付時等）から産後1年頃までの時期が目安となるが、親子の状況、地域におけるニーズや社会的資源等の状況を踏まえ、市町村において対象時期を設定する。
P65 ②産後ケア事業 「事業の目的」	最後の行に追加	また、改正母子保健法第17条の2第3項に基づき、市町村は、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、子育て世代包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整、他の母子保健・児童福祉に関する事業等との連携を図ることにより、母子とその家族に対する支援を一体的に実施する。

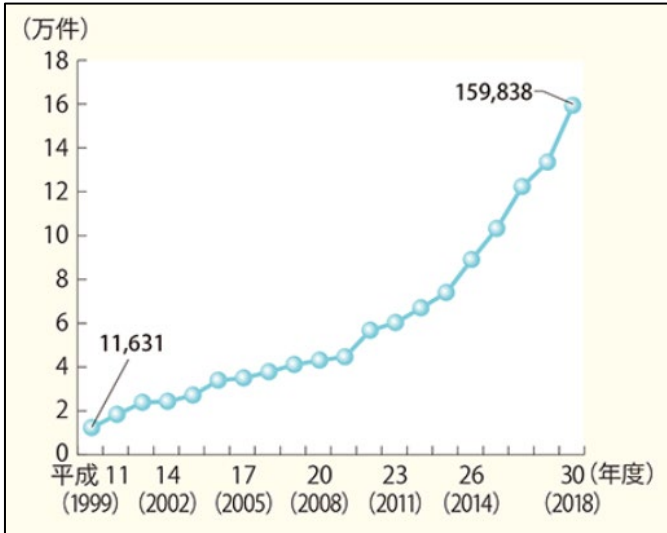
P65 ②産後ケア事業 「実施主体」	市区町村。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部または一部を委託することができる	市町村 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を 委託 することができる。また、単一市町村での実施が困難な場合には、 複数の市町村が連携して整備等を行う ことにより、各市町村の負担軽減を図ることが考えられる。
P65 ②産後ケア事業 「対象者」の母親	右の内容に更新	① 産後に 心身の不調 又は 育児不安 等がある者 ② その他、特に支援が必要と認められる者 なお、初産婦の場合は、初めての育児等に不安を抱えていること等があり、また経産婦の場合は、上の子どもの育児等の負担が大きいこと等があり、いずれもそれぞれに身体的・心理的負担を抱えているため、 初産・経産については問わない 。 また、日常生活や外出に困難を伴う家庭については、子育て世代包括支援センターや母子保健担当部署の職員が、妊娠届出時に加え、新生児訪問などを通じ、直接自宅に訪問する際、事業の説明と併せて、本事業の申請を受け付けるなど、その状況に配慮した柔軟な対応を可能とすること。特に、 多胎児家庭 の場合は配慮すること。
P66 ②産後ケア事業 「対象時期」	出産直後から4か月頃までの時期が目安	改正母子保健法第17条の2においては、本事業に関する 市町村の努力義務 の時期について「 出産後1年 」とされている。
P66 ②産後ケア事業 「実施担当者」1行目	「～置くこと。」と「その上で」の間に右の文章を追加	特に、出産後 4か月頃 までの時期は、褥婦や新生児に対する専門的ケア（乳房ケアを含む。）を行うことから、原則、 助産師 を中心とした実施体制での対応とする。
P66 ②産後ケア事業 「事業の種類」の名称	宿泊型	短期入所（ショートステイ）型
	アウトリーチ型	居宅訪問（アウトリーチ）型
	デイサービス型 （個別型・集団型）	通所（デイサービス）型 （個別型・集団型）
P66 ②産後ケア事業 「利用料」	右記文章を新規追加	短期入所型、通所型、居宅訪問型とも、利用者から産後ケア等のサービスに係る 利用料を徴収 する。

P71 解説 20	～妊娠初期（母子健康手帳交付時等）から産後 4 か月頃まで	～妊娠初期（母子健康手帳交付時等）から産後 1 年 まで
P71 解説 21	～出産直後から産後 1 か月頃までの時期	～出産直後から 出産後 1 年 の時期
P70/P71 問題・解説 23	産後ケア事業の宿泊型では	産後ケア事業の 短期入所（ショートステイ）型 では
P78 <表> 少子化対策の流れ	2018 年の最後に追加	（注 1）の内容
P90 問 4 の B	産後 4 か月頃まで	産後 1 年 頃まで
P90 問 4 の D	出産直後から 4 か月頃まで	出産後 1 年

（注 1）

2020	第 4 次少子化社会対策大綱 （2021～5 年間）	「希望出生率 1.8」を実現するため、 「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」 「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」 「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」 「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」 「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」 の 5 つの基本的な考え方にに基づき、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていく。
	新子育て安心プラン （令和 3 年度～令和 6 年度）	4 年間で約 14 万人の保育の受け皿を整備するほか、 1. 地域の特性に応じた支援 2. 魅力向上を通じた保育士の確保 3. 地域のあらゆる子育て資源の活用 を柱として、各種取組を推進していく。

第3章 社会的養護

該当箇所	更新前	更新後																		
P219 1 解説	(2020 年 9 月 1 日～) を右の内容に更新	(2021 年 4 月 1 日現在の特別区の児童相談所設置は 港区 、世田谷区、江戸川区、荒川区)																		
P251 下から 7 行目	平成 29 年度には 11.5 倍	平成 30 年度には 13.7 倍																		
P252 <グラフ> 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数	令和元年版 子供・若者白書	令和 2 年版 に更新  <table><caption>児童虐待に関する相談対応件数 (単位: 万件)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 11 (1999)</td><td>11,631</td></tr><tr><td>平成 14 (2002)</td><td>2,500</td></tr><tr><td>平成 17 (2005)</td><td>3,500</td></tr><tr><td>平成 20 (2008)</td><td>4,500</td></tr><tr><td>平成 23 (2011)</td><td>6,000</td></tr><tr><td>平成 26 (2014)</td><td>9,000</td></tr><tr><td>平成 29 (2017)</td><td>13,000</td></tr><tr><td>平成 30 (2018)</td><td>159,838</td></tr></tbody></table>	年度	件数	平成 11 (1999)	11,631	平成 14 (2002)	2,500	平成 17 (2005)	3,500	平成 20 (2008)	4,500	平成 23 (2011)	6,000	平成 26 (2014)	9,000	平成 29 (2017)	13,000	平成 30 (2018)	159,838
年度	件数																			
平成 11 (1999)	11,631																			
平成 14 (2002)	2,500																			
平成 17 (2005)	3,500																			
平成 20 (2008)	4,500																			
平成 23 (2011)	6,000																			
平成 26 (2014)	9,000																			
平成 29 (2017)	13,000																			
平成 30 (2018)	159,838																			
P254 問題/解説 7	平成 29 年度は	平成 30 年度は																		

第4章 教育原理

該当箇所	更新前	更新後
P308 下から2行目	(平成31 (2019) 年版)	(令和2 (2020) 年版)
P311 ③ フランス 「義務教育」	右の文章に更新	義務教育は3～16歳の 13年 である (義務教育開始年齢は2019年度から6歳から 3歳 に引き下げられた)。 義務教育は年齢で規定されている。 留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。